

発行 NPO 法人うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋

うえるかむ通信



〒273-0046 船橋市上山町1-157-4 (カメラハウス2階) 発行責任者 赤津 保子
船橋法典駅下車徒歩8分 TEL047-710-7045 / IP 050-3496-9981 / fax047-419-2655
ブログ <http://blog.goo.ne.jp/watowawelcome/> Email ; qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp
ホームページ <http://welcome-funabashi.org/>

《今、思うこと》

育成会会員 さざんか会 後援会副会長 室井 眞子

しずく

平成最後の年が明けた1月19日、船橋市手をつなぐ育成会主催の「成人式・新年会」に参加しました。今年は成人者が2人、今までにない寂しい成人式でした。

娘の通う光風みどり園でも3名の成人者と2名の還暦を迎えた方々のお祝いがありました。

数十年前、娘の成人式が公民館で行われ、あるお母さんが舞台上で「松の緑」を踊ってくださったことなど、楽しかった一日を昨日のこのように思い出します。大勢だった当時の成人者は減ってきています。あと3年たつと彼らは還暦を迎えます。育成会でも今後は成人式とともに還暦祝いもやってほしいとお願いしています。

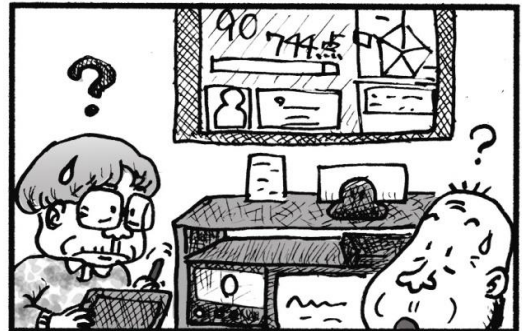
思い返せば、娘が生まれてすぐに東京から船橋・高根公団に引越してきました。まわりには誰一人知っている人もなく、障害の娘を抱えて途方にくれていました。Iさん（後に北総育成園に入所された方のお母さん）に出会い、知り合いも増えました。おかげで京葉学園（現けいよう）に入園することができて、幼子の手を引いた4組の親子が高根公団駅から電車に乗り、通園しました。当時、京葉学園は西船橋のお寺の敷地にあり、東京や千葉からも通って来ていました。当時4歳半、幼稚園にも行けないと思っていたのであの喜びは一生忘れません。その後は藤原学園、市川養護学校、市立船橋養護学校、さざんか作業所を経て、光風みどり園と今に至っています。娘が20歳の時、夫が急死し目の前が真っ暗になりました。大勢の友達、福祉関係の皆様にも励まされやっと立ち直りました。

裏面に続く

権利擁護漫画 ウエルちゃん
NO.48「カラオケ大好き！」
原案:赤津&原画:武藤



① 老親が知的障がいのあるあいさんとゆうさん2人を連れてカラオケに。



② これどうやるの? 「私にまかせて」とあいさんは慣れた手つきでタブレット操作する



③ 「侍ジャイアンツ」と尾崎豊を予約した。会社の友達とよく行くのね。



④ 皆で尾崎豊の「15の夜」を歌いました。ゆうさんはもっぱら焼きそば。又、行こうね!

前面から続く

兄が上京した際は必ず小遣いをくれたりして見守ってくれました。その兄が亡くなる前に「眞子、お前は可哀想だと思っていたが、一番輝いている」と。この一言で勇気づけられました。その間、育成会に入会して大勢の方と出会い、娘は幸せな途を歩むことができました。この子の為ならとあらゆる会合に参加しました。その頃、育成会では「親なきあと」をスローガンに会員一丸となって、チャリティーショーやバザー、海浜プール売店と収益を得るために協力しました。青空市で販売したマドレーヌは役員数名が一日がかりで手作りしてもアツという間に売り切れてしまったこと、夏休み 40 日間海浜プール売店はお客様の行列で悲鳴を上げたこと、バザーの作品をみんなで集まって“楽しいこと”“悩みごと”を話し合いながら作業したこと、育成会での時間にどれほど救われたことでしょうか。私にとって娘のお蔭で育成会に入り、大勢の友達に会えたことが何よりの宝物です。

人生 100 年の時代。さざんか会、育成会も大きな会となりました。幼児から高齢者まで親の願いは多様化しています。親が元気なうちに、子どもたちが地域で仲良く暮らせる「ついの住処」を見届けたい、あと少し頑張りたいと思う今日この頃です。

講師「渡部伸氏 行政書士／「親なきあと相談室者／社会保険労務士」
講演・テーマ「親なきあとに備える・お金の残し方と管理の仕組み」
「遺言、信託、成年後見」

東葛地区懇談会が我孫子市育成会で開催された。講師の渡部伸氏は、講演のテーマどおり、障害のある人の親たちがいつも心配し、将来を不安に思っている「お金のこと」をずばり話された。

1. お金をどうやって残すか。
2. お金をどうやって管理するか

遺言や信託の活用と成年後見制度と日

日常生活自立支援事業の活用などを詳しく、わかりやすく説明していただいた。「遺言はなぜ必要か」

資産が多額な方ばかりでなく、相続争いが起きて裁判所の調停に持ちこまれる件数は 1 千万円以下が 4 分の 1 を超えている。資産が少なくても遺言書は書いておくべき。財産の分け方を決め、自分の思いを遺せる。自筆証書遺言、公正証書遺言がある。書く前に相続する家族と話し合っておくと良い。

「お金の残し方と管理」
障害のある子どもに遺した財産はど

うやって適切に管理できるか。中には親族など支援者に本人の分も使われてしまう事例もある。

成年後見制度で後見人に委ねる。裁判所で認めた後見人はある程度安心だが、身内の後見人には後見監督人がつくこともあり、第三者後見人とともに報酬を支払う必要がある。様々な信託があるが、一長一短あるので良く調べて利用するべき。日常生活自立支援事業もあるが、契約が必要。その他のセーフティネットがあるので、お金を遺すことに汲々とするより、本人を取り巻く支援の輪、親の会の活動を広げておくことが大事。

渡部氏はこんなことも…。

「障害のある子にいくら遺したらよいか、よく聞かれます。ないよりはあった方が良いが、うまく使えない方の失敗例もある。就労しているある青年は日々同じ道を通勤する。繁華街を通った時、客引きにキャバクラに毎日のように連れ込まれ大金を支払うことになってしまった」と。

家族と話し合うとともに、「親心の記録」をつけておくと、遺族が戸惑わないとおっしゃっていました。船橋育成会にはもうありますね。お手元のない方はご連絡ください。(会員 200 円)

NPO 法人 うえるかむ 権利擁護サポートセンター 船橋



身近なお困りごと、権利擁護、成年後見制度などのご相談お待ちしております

理事、顧問などには、弁護士、社会福祉士、税理士、船橋市知的障害者相談員など、在籍しています

まずは、お電話をください。

いつでもお電話ください。047-710-7045